

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月3日
【四半期会計期間】	第53期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	株式会社ゼンリン
【英訳名】	ZENRIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高山善司
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
【電話番号】	093(592)9050（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤本泰生
【最寄りの連絡場所】	福岡県北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
【電話番号】	093(592)9050（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤本泰生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第52期 第1四半期 連結累計期間	第53期 第1四半期 連結累計期間	第52期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高 (百万円)	10,454	12,071	52,322
経常利益(は損失) (百万円)	100	1,078	4,777
四半期(当期)純利益 (は損失) (百万円)	95	424	1,952
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	37	403	1,969
純資産額 (百万円)	34,097	35,740	35,887
総資産額 (百万円)	47,813	49,467	52,673
1株当たり四半期(当期) 純利益(は損失)	2円58銭	11円55銭	53円09銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	-	-	-
自己資本比率 (%)	69.1	69.5	65.8

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益は、第52期第1四半期連結累計期間については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、第52期及び第53期第1四半期連結累計期間については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用関連会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第1四半期連結累計期間の状況の分析は、次のとおりであります。なお、当第1四半期は、「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げていないため、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容は記載しておりません。また、文中には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成しております。この四半期連結財務諸表の作成にあたり、貸倒引当金、退職給付引当金、繰延税金資産の回収可能性の検討等には、過去の実績や合理的な見積りを勘案した判断を必要としております。決算日における収益及び費用並びに資産及び負債等の計上額にはこれらの見積り、将来の予測が含まれますが、実際の結果は、将来の不確定な要因により異なる可能性があります。

(2) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等を背景として、景気は緩やかに回復しつつあるものの、欧州債務問題に端を発した円高・株安の長期化による国内外の景気下振れ懸念や電力供給の問題など、不透明な状況が続いております。

このような環境の中、スマートフォン向けサービスなどICT関連の売上が好調に推移したことに加え、国内外のカーナビゲーション用データの売上も増加いたしました。

以上の結果、売上高は12,071百万円（前年同期比1,616百万円増加、15.5%増）、営業利益は948百万円（前年同期比1,322百万円改善）、経常利益は1,078百万円（前年同期比1,179百万円改善）、四半期純利益は424百万円（前年同期比519百万円改善）となりました。

なお、従来の傾向では、当社グループの売上高は、季節の変動が著しく、第4四半期連結会計期間に売上が集中しており、当期につきましても同様に推移しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(地図データベース関連事業)

当社グループの主力事業であります地図データベース関連事業につきましては、スマートフォン・携帯向けサービスなどICT関連の売上が好調に推移いたしました。

また、震災影響等による落ち込みからの反動増に加え、エコカー補助金の復活などによる国内新車販売台数の押し上げ効果を背景に、国内外のカーナビゲーション用データの売上が増加いたしました結果、当事業の売上高は10,305百万円（前年同期比1,726百万円増加、20.1%増）となり、セグメント利益は921百万円（前年同期比1,297百万円改善）となりました。

(一般印刷関連事業)

一般印刷関連事業の売上高は929百万円（前年同期比56百万円減少、5.7%減）、セグメント損失は37百万円（前年同期比4百万円悪化）となりました。

(その他)

その他の売上高は836百万円（前年同期比53百万円減少、6.0%減）、セグメント利益は26百万円（前年同期比29百万円改善）となりました。

また、財政状態といたしましては、当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ3,205百万円(6.1%)減少し49,467百万円となりました。減少の主な要因は、有価証券が1,299百万円増加したものの、現金及び預金が1,212百万円、受取手形及び売掛金が3,163百万円それぞれ減少したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べ3,058百万円(18.2%)減少し13,727百万円となりました。減少の主な要因は、買掛金が818百万円、短期借入金が915百万円、未払法人税等が1,084百万円それぞれ減少したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ147百万円(0.4%)減少し35,740百万円となりました。減少の主な要因は、四半期純利益を424百万円計上したものの、剰余金の配当で551百万円減少したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

また、当社取締役会は、株券等所有割合が3分の1以上となる当社株券等の買付行為(以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)が、ゼンリングループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、ゼンリングループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行う必要があると考えております。

当社は創業以来、地図業界のリーディングカンパニーとして地図関連情報の提供を通じて、社会に貢献し続けることを活動の基本として事業を拡大してまいりました。ゼンリングループは、「知・時空間情報の創造により人びとの生活に貢献します」を企業理念として掲げ、「Maps to the Future」のスローガンのもと、地図情報で未来を創造していくことを使命として企業運営を行っております。そして、情報化社会の発展により地図情報に求められる価値やニーズが大きく変化を続ける今、私たちは「より適した価値」を実現することで、「情報を地図化する世界の企業」となることを目指してまいります。

その結果として、企業価値の向上を図り、ゼンリングループが株主の皆様にとって魅力ある企業集団であることを目指すとともに、お客様及び従業員を大切に、社会に貢献し続けていく企業集団でありたいと考えております。

ゼンリングループは「キュレーション思考でより適した価値を実現する」ことを目指して、具体的な取り組みを推進するために、2012年度から2015年度までの4ヵ年の中期経営計画「ZENRIN GROWTH PLAN 2015(以下、ZGP2015)」を策定いたしました。

現在、地図情報を含めた様々な情報が、いつでも無料で取得できる環境が整う一方で、膨大な情報の中から、消費者が自分にとって価値のある情報を手にいれることは非常に難しくなっております。そこで、ゼンリングループが地図情報を新しく編集しなおすことで、「より適した価値」を実現するキュレーター()となるために、ZGP2015では既存・新規地図データベース(以下、DB)の用途開発による収益拡大、「知のサイクル」適正化のための時空間DBの構築、固定費率低減のための生産性改善と構造改革の3つを基本構成として、各種施策を実施し、収益を維持しながら持続的成長に向けて取り組んでまいります。

ゼンリングループは、創業以来培った技術やノウハウを活かして、このような理念に基づくコンテンツの充実や新たな事業領域開発に取り組み、会社と事業の変革を通じて市場の変化に対応しながら企業価値向上に努めると同時に、ゼンリングループの地図関連情報は官公庁や公共的な企業においても活用されているという、高い公共性も自負しております。加えて、当社は地域社会への貢献も企業の重要な役割と考え、地域事業への出資やスポーツ・文化活動の支援等を通じてその役割に取り組んでおります。

当社の経営においては、上記のような事業環境や事業特性並びに顧客や従業員、取引先等のステークホルダーとの関係に対する理解が必要不可欠であり、また、十分な理解なくしては、ゼンリングループの企業価値を適正に把握することは困難であると考えます。

- () キュレーター：一般的には博物館・美術館等の展覧会の企画を担う学芸員をさすが、現在ではインターネットの世界を中心に「情報を司る存在」として、必要な情報のみを選別するフィルタリングを行い、有益な状態にして配信することをさす。

基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社取締役会は、ゼンリングループの企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

このような不適切な大規模買付者に対しては、情報開示を積極的に求め、当社取締役会の判断、意見などとともに公表するなど、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて法令及び定款の許容する範囲内において適切な対応をまいります。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記取組みは、企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上させる目的をもってなされるものであり、基本方針に沿うものです。

従いまして、これらの取組みは基本方針に沿い、当社株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は85百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性

資金需要

当社グループの資金需要は、運転資金としては、各種地図データベースの構築のための調査業務費用などがあり、設備投資資金としては、主に各種データベース製作システムやソフトウェアプログラムなどへの投資があります。

財政政策

当社グループは、事業活動の維持拡大に必要な資金を確保するために内部資金の活用及び金融機関からの借入により資金調達を行っております。資金調達方法の決定にあたっては、金利コストの低減に努めるとともに、サーバーなどの設備投資にはファイナンス・リースも活用しております。当第1四半期連結会計期間末の短期借入金残高750百万円、長期借入金残高（一年内返済予定の額も含む）1,586百万円は、全て金融機関からの借入金であります。今後も安定した財務基盤を堅持しながらも、積極的な事業展開を進めるための柔軟な資金調達も検討してまいります。

当社グループは、営業活動によるキャッシュ・フローの実績及び複数の金融機関に十分な未使用の借入枠を有しており、当社グループの成長を維持するための将来的に予想される運転資金及び設備投資資金を調達することが可能と考えております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

「(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載のとおり重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	134,000,000
第1種優先株式	67,000,000
計	134,000,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式134,000,000株、第1種優先株式67,000,000株であり、合計では201,000,000株となりますが、発行可能株式総数は134,000,000株とする旨定款に規定しております。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致については、会社法上要求されておられません。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月3日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	38,200,910	38,200,910	東京証券取引所 市場第一部 福岡証券取引所	単元株式数は100株であります。
計	38,200,910	38,200,910	-	-

(注) 当社定款に第1種優先株式を発行することができる旨規定しておりますが、この四半期報告書提出日現在、発行した第1種優先株式はありません。

なお、当社定款に規定している第1種優先株式の内容は次のとおりであります。

1 第1種優先配当等 (第12条の2)

- (1) 当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式の株主（以下「第1種優先株主」という。）又は第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額又は金銭以外の財産の価額に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める一定率（100パーセントを下限とし、125パーセントを上限とする。）を乗じた額又は価額（小数部分が生じる場合、当該小数部分については、第1種優先株式の発行に先立って取締役会が定める額とする。）の剰余金の配当（以下「第1種優先配当」という。）を行う。ただし、第1種優先配当の計算の結果、算出された額又は価額が当社定款第12条の2第2項に定める第1種無配時優先配当の額に満たない場合、第1種無配時優先配当をもって第1種優先配当とする。
- (2) 当社は、毎事業年度の末日、毎年9月30日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行わないときは、当該株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第1種無配時優先配当」という。）を行う。
- (3) 第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当社は、その不足額を累積し、当社定款第12条の2第1項又は第2項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当（以下「第1種累積未払配当」という。）を行う。
- (4) 当社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の剰余金の配当を行わない。

2 第1種優先株主に対する残余財産の分配 (第12条の3)

- (1) 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、当社定款第12条の2第3項に規定する不足額を支払う。
- (2) 当社は、当社定款第12条の3第1項に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、当社定款第12条の3第1項の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産の価額に相当する金銭を支払う。

3 議決権（第12条の4）

第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、過去2年間において、法令及び本定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。

4 種類株主総会（第12条の5）

- (1) 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (2) 当社定款第14条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。
- (3) 当社定款第15条、第16条、第18条及び第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
- (4) 当社定款第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

5 普通株式を対価とする取得条項（第12条の6）

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会が、それ以前の日を定めたとときは、その日）の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当会社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。当会社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（当会社の単独による株式移転を除く。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合
当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日
当会社が発行する株式を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合が50パーセント超となった場合
当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日
なお、本号において「公開買付け」とは金融商品取引法第27条の3第1項に定める公開買付けを、「株券等所有割合」とは金融商品取引法第27条の2第1項第1号に定める株券等所有割合を、「公開買付者」又は「公開買付報告書」とは金融商品取引法第2章の2第1節に定める公開買付者又は公開買付報告書をいう。
- (2) 当社は、第1種優先株式を上場している金融商品取引所が、当会社の第1種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当会社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

6 株式の分割、株式の併合等（第12条の7）

- (1) 当社は、株式の併合をするときは、普通株式及び第1種優先株式ごとに同時に同一割合とする。
- (2) 当社は、株式の分割又は株式無償割当てをするときは、以下のいずれかの方法によりする。
普通株式及び第1種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合とする。
普通株式又は第1種優先株式のいずれかについて株式の分割をし、株式の分割をしない種類の株式を有する株主又は登録株式質権者には株式の分割をする種類の株式を株式の分割と同時に同一の割合で割当てする株式無償割当てをする。
普通株主又は普通登録株式質権者には普通株式の株式無償割当てを、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
- (3) 当社は、当会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- (4) 当社は、当会社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- (5) 当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主又は普通登録株式質権者には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
- (6) 当社は、株式移転をするとき（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。）は、普通株主又は普通登録株式質権者には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する第1種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
- (7) 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及び第1種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合とする。
- (8) 当社定款第12条の7の規定は、現に第1種優先株式を発行している場合に限り適用される。

7 その他の事項（第12条の8）

当社は、当社定款第12条の2乃至7に定めるほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	-	38,200	-	6,557	-	13,111

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,433,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,634,200	366,342	-
単元未満株式	普通株式 133,110	-	1単元(100株)未満 の株式
発行済株式総数	38,200,910	-	-
総株主の議決権	-	366,342	-

(注) 1 当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は1,433,763株となっております。また、この他に平成24年6月30日現在の四半期連結財務諸表に自己株式として認識している野村信託銀行株式会社(ゼンリン従業員持株会専用信託口)(以下「従持信託」という。)保有の当社株式が348,200株あります。この処理は会計処理上、当社と従持信託が一体のものであると認識し、従持信託が保有する当社株式を自己株式として計上していることによるものであります。

2 「完全議決権株式(その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が5,300株(議決権の数53個)含まれております。

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(自己保有株式) 株式会社ゼンリン	北九州市小倉北区室町 一丁目1番1号	1,433,600	-	1,433,600	3.75
計	-	1,433,600	-	1,433,600	3.75

(注)当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は1,433,763株となっております。また、この他に平成24年6月30日現在の四半期連結財務諸表に自己株式として認識している従持信託保有の当社株式が348,200株あります。この処理は会計処理上、当社と従持信託が一体のものであると認識し、従持信託が保有する当社株式を自己株式として計上していることによるものであります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,934	5,721
受取手形及び売掛金	2 12,326	2 9,163
有価証券	251	1,551
たな卸資産	1 1,303	1 1,515
その他	2,237	2,260
貸倒引当金	26	22
流動資産合計	23,026	20,190
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	4,089	4,036
土地	8,326	8,326
その他(純額)	2,117	2,030
有形固定資産合計	14,534	14,394
無形固定資産		
のれん	10	3
ソフトウェア	6,357	7,095
その他	2,341	1,618
無形固定資産合計	8,709	8,717
投資その他の資産		
投資有価証券	3,722	3,374
その他	2,829	2,918
貸倒引当金	148	127
投資その他の資産合計	6,402	6,164
固定資産合計	29,646	29,277
資産合計	52,673	49,467

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,200	1,382
短期借入金	1,939	1,024
未払費用	3,482	3,747
未払法人税等	1,381	297
役員賞与引当金	138	12
その他	3,225	3,007
流動負債合計	12,368	9,471
固定負債		
長期借入金	1,361	1,311
退職給付引当金	1,657	1,654
役員退職慰労引当金	133	133
その他	1,265	1,156
固定負債合計	4,417	4,255
負債合計	16,785	13,727
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,557	6,557
資本剰余金	13,111	13,111
利益剰余金	18,159	18,032
自己株式	2,605	2,560
株主資本合計	35,222	35,140
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	106	198
為替換算調整勘定	445	561
その他の包括利益累計額合計	552	760
少数株主持分	1,216	1,359
純資産合計	35,887	35,740
負債純資産合計	52,673	49,467

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	10,454	12,071
売上原価	6,411	6,841
売上総利益	4,042	5,229
販売費及び一般管理費	4,416	4,280
営業利益又は営業損失()	373	948
営業外収益		
受取利息	3	3
受取配当金	134	116
不動産賃貸料	34	36
デリバティブ解約益	91	-
その他	74	50
営業外収益合計	339	205
営業外費用		
支払利息	10	7
持分法による投資損失	-	45
その他	56	22
営業外費用合計	66	75
経常利益又は経常損失()	100	1,078
特別利益		
固定資産売却益	1	-
特別利益合計	1	-
特別損失		
固定資産除売却損	5	2
投資有価証券評価損	25	23
ゴルフ会員権評価損	-	1
特別損失合計	31	26
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	131	1,051
法人税、住民税及び事業税	106	356
法人税等調整額	169	83
法人税等合計	62	440
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	68	611
少数株主利益	26	187
四半期純利益又は四半期純損失()	95	424

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	68	611
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	92
為替換算調整勘定	33	54
持分法適用会社に対する持分相当額	-	170
その他の包括利益合計	31	208
四半期包括利益	37	403
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	63	216
少数株主に係る四半期包括利益	26	187

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益及びセグメント情報に与える影響は軽微であります。

【追加情報】

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

当社は平成22年5月7日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上のインセンティブ付与と、株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた、当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(以下、本プラン)」の導入を決議いたしました。

本プランでは、当社従業員持株会へ当社株式を譲渡していく目的で設立する「野村信託銀行株式会社(ゼンリン従業員持株会専用信託口)」(以下、従持信託)が、信託期間で当社従業員持株会が取得する規模の株式を予め一括して取得し、当社従業員持株会へ売却を行います。

当社株式の取得及び処分については、当社が従持信託の債務を保証しており、経済的実態を重視した保守的な観点から、当社と従持信託は一体であるとする会計処理をしております。

従いまして、従持信託が保有する当社株式や従持信託の資産及び負債並びに費用及び収益については、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書に含めて計上しております。

なお、前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間の末日現在の自己株式数は次のとおりであります。

	前第1四半期 連結会計期間	当第1四半期 連結会計期間
自己株式数	2,062,999株	1,781,963株
うち当社保有自己株式数	1,433,499株	1,433,763株
うち従持信託保有当社株式数	629,500株	348,200株

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産より直接控除している単行本在庫調整引当金の額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
たな卸資産(製品)	431百万円	416百万円

2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形	15百万円	19百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 受取配当金に含まれる「野村信託銀行株式会社(ゼンリン従業員持株会専用信託口)」が保有する当社株式に係る利益配当金の額

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
受取配当金	9百万円	5百万円

2 前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

当社グループの売上高は、季節的変動が著しく、第4四半期連結会計期間に売上が集中する傾向にあります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
減価償却費	858百万円	901百万円
のれんの償却額	16百万円	6百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月17日 定時株主総会	普通株式	514	14.0	平成23年 3月31日	平成23年 6月20日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月15日 定時株主総会	普通株式	551	15.0	平成24年 3月31日	平成24年 6月18日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	地図データ ベース関連事 業	一般印刷 関連事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,578	985	9,564	890	10,454
セグメント間の内部売上高 又は振替高	19	77	97	35	132
計	8,598	1,062	9,661	925	10,586
セグメント利益又は損失()	376	32	408	2	411

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない仕入商品販売、CAD受託処理及びインターネットを中心とした広告配信などの事業活動を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	408
「その他」の区分の利益	2
セグメント間取引消去	37
四半期連結損益計算書の営業損失()	373

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	地図データ ベース関連事 業	一般印刷 関連事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	10,305	929	11,234	836	12,071
セグメント間の内部売上高 又は振替高	15	35	50	28	78
計	10,320	964	11,285	864	12,149
セグメント利益又は損失()	921	37	884	26	911

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない仕入商品販売、CAD受託処理及びインターネットを中心とした広告配信などの事業活動を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	884
「その他」の区分の利益	26
セグメント間取引消去	37
四半期連結損益計算書の営業利益	948

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失()	2円58銭	11円55銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益 又は四半期純損失()(百万円)	95	424
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失()(百万円)	95	424
普通株式の期中平均株式数(千株)	36,767	36,767

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、前第1四半期連結累計期間については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、当第1四半期連結累計期間については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2 普通株式の期中平均株式数には、「野村信託銀行株式会社(ゼンリン従業員持株会専用信託口)」が保有する自己株式が含まれております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

特に記載すべき事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月1日

株式会社ゼンリン
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	磯 俣 克 平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹之内 高 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺 田 篤 芳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼンリンの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゼンリン及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。